

多様な性の理解促進に関する職員ガイドラインの作成について

○ガイドラインのねらい

本ガイドラインは、市職員が多様な性に関して、より理解を深めるとともに、市民に対して適切に行動し、また職員自身が当事者である場合においても安心して働ける職場としていくため、職員がどう行動すべきか、また、職場がどうあるべきかについて基本的な考え方をまとめたものであり、職員一人ひとりが、自身の考え方や行動、担当業務における対応などを見つめ直すとともに、職員として一人ひとりを大切にしたい姿勢や行動をとることを目的とする。

○ガイドラインの内容

はじめに

- 1 知っておきたいこと・・・性に関する基礎知識について記載
 - (1) 性の構成要素
 - (2) LGBT と SOGI

- 2 市民等への対応・・・市職員として適切な市民対応方法について記載
 - (1) 窓口や電話での対応（「書類による確認」「窓口での呼び出し・対応」
「電話での対応」「他部署への引継ぎ」）
 - (2) 性別記入欄の取扱い（性別欄を設ける場合の注意点等）
 - (3) 公共施設利用（トイレ、更衣室、入浴施設等利用の際の対応方法）
 - (4) 災害時における対応（災害時に必要とする対応等）
 - ・その他、市民等への対応に関する参考資料（学校生活の各場面での支援例等）

- 3 職場における対応・・・誰もが働きやすい職場とするための対応方法について記載
 - (1) 性的指向や性自認に関する言動（当事者が不快に思う言動等）
 - (2) 執務上必要な施設利用等での対応（トイレ・更衣室の使用や宿泊の際の対応方法等）
 - (3) ハラスメントに係る相談体制（職場内における相談体制）
 - ・アウティング及びカミングアウトに関する説明（アウティングは人権侵害、カミングアウトを受けた際の対応等）
 - (4) 採用時の対応（面接の際の対応等）
 - (5) 人事評価等（差別的評価をしないこと等）

- 4 相談窓口・・・公的機関その他専門相談窓口について記載

○今後のスケジュール（予定）

令和元年 12 月：ガイドライン完成、市全部局へ配付
堺市ホームページへ掲載